

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	企画部 人事課	
契約締結年月日	令和8年4月1日	
業 務 名	産業医業務	
業 務 の 概 要	職員の健康管理の充実を図り、労働安全衛生法第13条、第22条及び第66条に基づく事業を実施するため、産業医を依頼するものである。	
契約金額（税込）	1,860,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	独立行政法人労働者健康安全機構 旭労災病院	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	産業医業務では、産業医資格を持った医師の派遣という特殊性があることに加え、職員の健康管理を安定的に実施していくことが必要であり、職員のプライバシー保護の観点からも一定の継続性が求められる。また、希望者が増えている健康相談等では、医師が本市に来庁した上で、的確なフォローや指導を実施していく必要がある。これらに対応が可能な産業医について、競争入札を実施して確保することは著しく困難であることから、瀬戸旭医師会の協力のもと、契約の相手方で旭労災病院を紹介していただいた。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、企画部 人事課です。